

## 第1章 施工管理の概要

### 1-1 一般

この水道工事施工管理基準は、水道工事共通仕様書1-1-30の「施工管理」に規定する水道工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

#### 1-1-1 目的

この基準は、水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

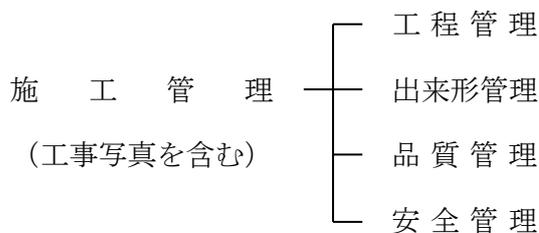
#### 1-1-2 適用

この基準は、笠岡市上下水道部水道課が発注する水道工事について適用する。この基準に記載のない事項については、岡山県土木工事施工管理基準によるものとする。

ただし、工事の種類、規模及び施工条件等によりこの基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

また、道路復旧等の施工管理は、各道路管理者等の定める基準によらなければならない。

#### 1-1-3 構成



#### 1-1-4 管理の実施

- 1 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 2 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 3 受注者の実施する測定（試験）等は、工事の施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 4 受注者の実施した測定（試験）等の結果は、随時管理図表等に記録し、適切な管理を行わなければならない。また、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時

に提出しなければならない。

- 5 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を5-3「工事写真撮影基準」により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示することができるようにしておくこと。

また、検査時に提出しなければならない。

### 1-1-5 管理項目及び方法

#### 1 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式〔ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など〕により作成した実施工程表により、管理するものとする。

ただし、応急工事又は維持工事等の当初工事計画作成が困難な工事内容及び2-4に示す工事については、省略できるものとする。

#### 2 出来形管理

受注者は、出来形管理を出来形管理基準に基づき、設計値と実測値（出来形値）を対比して記録した出来形管理図表を作成して管理するものとする。

また、異形管等のオフセット測量を実施する場合には、配管完了と同時に配管上にポール等を設置し計測すること。

#### 3 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成し管理するものとする。

試験区分が「必須」となっている試験項目で、下記の工種(1)～(4)の条件等に該当するものは、省略することができる。

また、試験区分が「その他」となっている試験項目の適用の指示は、特記仕様書、現場説明書又は変更指示書等によるものとする。

##### (1) 道路，河川土木

ア 盛土工が100m<sup>3</sup>未満の工事

イ 路床が100m<sup>3</sup>未満の工事

##### (2) 路盤

- ア 施工面積が100㎡未満の工事
- (3) アスファルト舗装
  - ア 合材の使用量が10t未満の工事  
(ただし、同一配合の重層アスファルトについては、合計50t未満)
- (4) コンクリート工
  - ア 生コンクリートの使用量が10m<sup>3</sup>未満の工事

#### 1-1-6 写真管理

受注者は、写真管理基準に基づき、工程管理、出来形管理及び品質管理と合わせ、工事施工状況が明確になるよう管理するものとする。

#### 1-1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した個々の実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足していなければならない。

#### 1-1-8 是正措置

##### 1 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは、直ちに原因を究明し、改善策を立案して、監督員と協議すること。

##### 2 出来形及び品質管理

- (1) 受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図ること。
- (2) 受注者は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督員に報告の上、その指示を受けること。

#### 1-1-9 その他

- 1 出来形管理基準の規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいい、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長）は設計数値を下回ってはならない。

2 出来形値，品質管理値において測定値が管理基準から外れる場合又は上限の規格値はないがプラス面が大きくなり，美観，構造上支障となる場合は，監督員の指示により手直し等の処置を行わなければならない。